

令和4年度 第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和4年5月20日（金）10:00～11:30

場所 市役所本庁舎6階第 会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 説明・報告事項

- ① 協働のまちづくりガイドラインについて【資料1】
- ② 令和4年度活動計画（案）について【資料2】
- ③ 市民まちづくり提案事業について【資料3】
- ④ 地域組織のあり方検討の取組状況について【資料4】

(2) 協議事項

- ① 市民まちづくり提案事業（自主事業部門）審査会委員の選出について【資料3】
- ② 地区公民館の多機能化に向けた検討について【資料5】
- ③ 参画と協働のまちづくりフォーラム（啓発事業）について【資料6】

(3) その他

次回日程 8～9月を予定

4 閉 会

鳥取市市民自治推進委員会委員

【R3.4.1～R5.3.31】

(50音順)

氏名	所属等	区分
カンベ 神部 みゆき	公募委員	公募による者
クラモチ 倉持 ヒロミ 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授	学識経験のある者
ササキ 佐々木 ちよ子 ^コ	鳥取市連合婦人会会長	民間団体に属する者
サトウ 佐藤 マサシ 匡	鳥取大学地域学部准教授	学識経験のある者
シモザワ 下澤 マサユキ 理如	公募委員	公募による者
スズキ 鈴木 ツタオ 伝男	公募委員	公募による者
ツバキ 椿 ヨシヒロ 善裕	(公財)とっとり県民活動活性化センター 企画員	民間団体に属する者
ナカガワ 中川 ゲンヨウ 玄洋	(特非) 学生人材バンク 代表理事	民間団体に属する者
ナカムラ 中村 カツヒコ 克彦	鳥取市自治連合会副会長	民間団体に属する者
マツモト 松本 ミチエ 美智恵	(社福) 鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課参事	民間団体に属する者

協働のまちづくりガイドラインについて

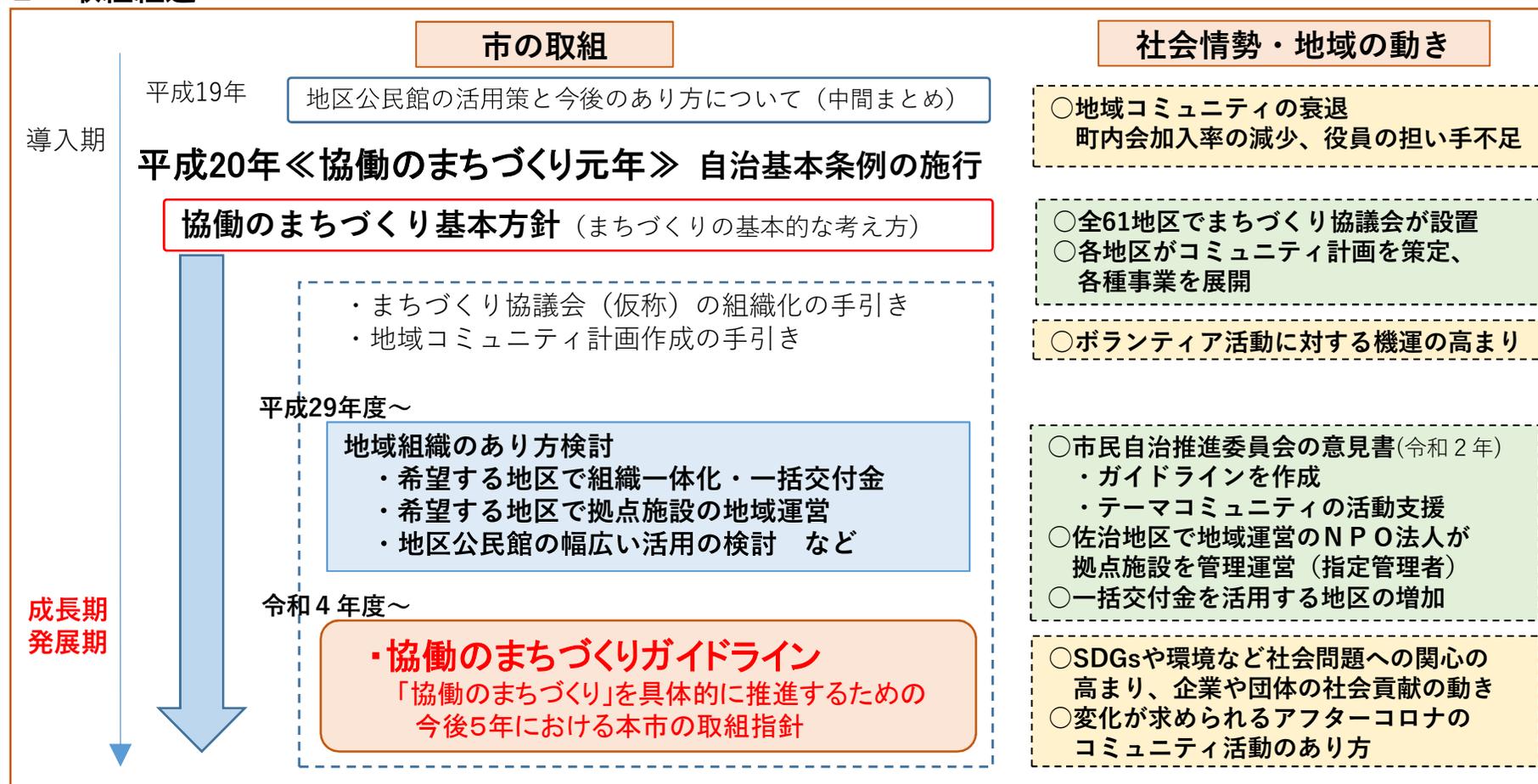
資料 1

1 策定の背景

鳥取市自治基本条例を施行した平成20年度を「協働のまちづくり元年」と位置付け、「協働のまちづくり基本方針」に沿って取組を推進してきましたが、社会情勢や地域を取り巻く環境の変化をふまえ、取組内容の見直しを検討する時期を迎えています。

本ガイドラインは、「協働のまちづくり基本方針」に基づき、協働のまちづくりを推進するために本市が今後5年間に取り組む事項をガイドライン（取組指針）としてまとめるものです。

2 取組経過



3 ガイドラインの概要

これまでと同様に『協働のまちづくり基本方針』に基づき、現状と課題をふまえ、現在取り組んでいる「地域組織のあり方検討」や「テーマコミュニティとの協働」のほか、新たに「市政運営の課題解決につながる活動への支援」を柱に加え、取組の5本柱として整理しました。

【取組期間】
令和4年～8年度

<柱1>

地域コミュニティ活動の支援

【目的】
地域の実情・特性に合った持続可能な地域づくりをめざす

【新たな取組】
・地域組織を後押しする新たな支援を検討
・町内会の負担軽減につながる市の依頼事項見直しを検討 等

<柱2>

テーマコミュニティ活動の支援

【目的】
市民活動が健全に発展し、魅力と活力あふれる豊かな地域社会をめざす

【新たな取組】
・市政運営の課題解決に向けて取り組むテーマコミュニティへの支援
・市民活動センターと連携した支援体制強化 等

<柱3>

ボランティア活動の支援

【目的】
市民の社会参加により持続可能な地域共生社会や豊かな地域社会をめざす

【新たな取組】
・災害ボランティアセンターの体制構築
・市民がボランティア等に挑戦する際に活用できるハンドブックの作成 等

<柱4>

市政運営の課題解決につながる活動への支援

【目的】
市民等との協働により市政運営の課題解決や行政サービスの向上をめざす

【新たな取組】
・民間と行政が連携する環境づくり
・市政運営の課題解決に取り組む事業主体からの提案制度を構築 等

<柱5> 持続的な協働のまちづくりの促進（基盤整備）

【目的】 継続的かつ発展的に各取組（協働のまちづくり）を促進する体制を整える
【新たな取組】
・地区公民館が多様な目的で幅広く活用できる施設となるよう制度の見直しを検討
・協働事業におけるDXを推進し、アフターコロナに対応した環境づくり 等

※新たな取組として掲載していませんが、各種補助制度や人材育成、啓発活動など既存の取組は継続します

4 進捗管理等

- ①協働のまちづくり推進本部において、ガイドラインに関する取組状況について共有し、見直しについて協議します。
- ②市民自治推進委員会において、各取組について調査・審議し、必要に応じて市へ意見を述べます。
- ③取組の着実な推進を図るため、計画期間の中間年に進捗状況を確認し、取組内容やガイドラインの見直しを検討します。
- ④社会情勢等の変化に伴い、新たに顕在化する課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

資料2

第7期(令和3年度～令和4年度) 市民自治推進委員会 活動計画(案)

	令和3年度				令和4年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
委員会開催月目安	①	②	③		①	②	③	④
委嘱状の交付、委員長の選出	●							
活動計画の確認	●				●			
市民まちづくり提案事業(自主事業部門)審査会委員の選出	●				●			
市民まちづくり提案事業(協働事業部門)の審査		●						
市民活動表彰者の選考			●				●	
参画と協働のまちづくりフォーラム(啓発事業)					準備・実施			
ガイドラインの進捗確認								●
委員会意見書の提出						内容の検討・作成		提出

地域組織のあり方検討	随時検討(必要に応じて小委員会設置を検討)
------------	-----------------------

地区公民館のあり方検討	随時検討(必要に応じて小委員会設置を検討)
-------------	-----------------------

自治基本条例の運用状況について	随時委員会で確認・審議(必要に応じて条例見直し検討)
-----------------	----------------------------

鳥取市市民まちづくり提案事業について

目 的

地域の課題解決やまちの活性化等のために市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を支援することにより、市民活動を活性化し、もって市民と行政の協働のまちづくりを推進する。

<自主事業部門>

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金(自主事業部門)審査会で審査

審査委員：5名以内（鳥取市市民自治推進委員から1名）

委嘱期間：委嘱日から令和5年3月31日まで

趣旨・内容	地域課題の解決やSDGs 17の目標達成のために取り組む事業その他住みやすいまちづくりのために取り組む事業であって、提案者が自ら企画し、実施するもの（令和4年度からスタート型とステップアップ型を統合）	
助成上限額	10万円	
助成率	1回目：10分の10、2回目：5分の4、3回目：4分の3	
対象者	市民活動拠点アクティブととりに登録する市民活動団体	
助成件数	予算の範囲内（令和4年度は3件を想定）	
実績 (助成団体数 /申請団体数)	(スタート型：設立3年未満)	
	R1年度	申請なし
	R2年度	1団体/1団体
	R3年度	2団体/3団体
令和3年度 支援事業	(ステップアップ型：設立1年以上)	
	R1年度	3団体/4団体
	R2年度	申請なし
	R3年度	2団体/2団体
令和3年度 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・久松山麓合唱祭 ・知ることからはじめよう！ 「食物アレルギーってなに？」 	<ul style="list-style-type: none"> ・クロスロードゲームワークショップ ・鳥取の民話や昔の出来事をDVDにして後世に残す

<協働事業部門>

別途設置する審査会（該当する行政課題を担当する管理職員等で構成）において審査

趣旨・内容	市が示す行政課題の解決のため団体等が企画立案する事業であって、市と協働で実施することにより、より効果が期待できるもの	
助成上限額	行政課題ごとに定める額	
助成率	10/10	
対象者	市民活動団体、事業者等	
実績 (助成団体数 /申請団体数)	R1 年度	
	①地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業	1団体/1団体
	②スケートボードを通じた社会教育環境の構築につながる事業	1団体/1団体
	R2 年度	
	①地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業	1団体/1団体
	②福祉と文化芸術の連携によるまちの活性化につながる事業	1団体/1団体
R3 年度		
①地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業	1団体/1団体	
②協働のまちづくりを推進する民間視点の仕組みづくり事業	1団体/1団体	
令和4年度 募集テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設を活用した脱炭素の取組啓発（助成上限：60万円） ・日本遺産を生かしてまちを元気に（助成上限：30万円） 	
備考	次年度以降は、事業効果等を把握して各担当部署で取組方針を検討	

地域組織のあり方検討の取組について

1 地域組織支援モデル事業（一括交付金制度）について

(1) 取組経過

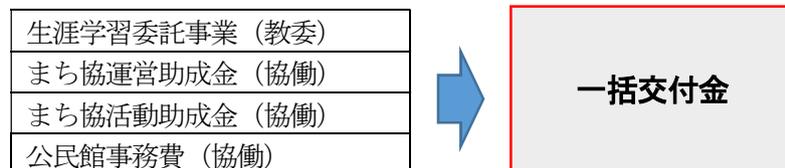
令和元年度からの2年間、地域組織の見直しを希望する地区（明治・用瀬・佐治）において、地域組織支援モデル事業を試行的に導入し、その成果や課題を検証しました。

ヒアリング調査を行った結果、組織の一体化と事業資金の一本化が、各地域の目標に向けたまちづくり及び地域課題の解決に一定程度、寄与することが確認できました。

この取組と成果等を地区へ情報提供するとともに、希望する地区に出向いて説明会等を行っており、年々一括交付金制度を利用する地区が増加しています。

一括交付金制度

目的：地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を実践する地域組織を支援する
 内容：まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化
 まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付



導入状況 令和元年度：明治・用瀬・佐治（モデル事業）
 令和3年度：モデル事業3地区＋城北・末恒・豊実・福部 ≪7地区≫
 令和4年度：令和3年度実施地区＋湖山西・大茅・成器・逢坂 ≪11地区≫

(2) 今後の取組

これまでと同様に、地域の判断で一括交付金制度を選択できるよう柔軟に対応することとし、地域の希望に応じて説明会を開催します。

地域課題の解決にチャレンジする地区（地域組織）に対して、一括交付金に新たな支援メニューを設けるなど制度の充実について検討します。

2 佐治地区における地域拠点施設への指定管理者制度導入について

(1) 取組経過

モデル事業に取り組んだ佐治地区（佐治まちづくり協議会）から、地区の活動拠点である佐治町コミュニティセンターの管理運営事業の受託について意向が示され、地域組織による施設の管理運営の可能性について地域と協議を重ねてきました。

その結果、令和3年度から拠点施設に指定管理者制度を導入し、地域組織（NPO 法人 さじ未来）による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組を促進しています。

同時に同施設を地区公民館条例の適用外施設（佐治地区公民館を公民館条例から除外）とし、佐治町コミュニティセンターで地区公民館機能を確保しつつ、社会教育法の制限を受けずに、より多様な目的で活用できる施設としています。

●指定管理者：NPO 法人 さじ未来（まちづくり協議会事務局）

●指定管理期間：R3～5年度：3年間

(2) 現在の状況（ヒアリング結果）

- ・民間事業者が物品販売で施設を利用。今後は特産品（梨など）の販売も検討したい
- ・共助交通の拠点、喫茶コーナーを設置、NPOの活動拠点として更なる活用を検討していく
- ・指定管理者制度の導入前から一括交付金によって「公民館の生涯学習事業」と「まちづくり事業」を一体化しており、施設が公民館条例から除外（社会教育法の適用外）されても影響はない（まちづくり協議会が地域ニーズを把握して地域の生涯学習事業を担っている）

(3) 今後の取組

指定管理者制度の導入を希望する地域があった場合は、地域と意見交換を重ねて、可能な限り地域の意向に沿えるよう努めます。（全市一律に指定管理者制度導入を進めるものではありません。）

地域コミュニティの拠点としての地区公民館のあり方を検証し、求められる機能や運営方式について継続して検討します。

3 地区公民館の多機能化に向けた検討について

(1) 検討内容

地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、地区公民館で地域のアイデアを実現できるよう、社会教育法による制限を受けない『多様な目的で幅広く活用できる施設』への移行を検討しています。

(2) 検討経過

令和3年3月 鳥取市市民自治推進委員会からの意見書を受け、協働のまちづくり推進本部にて今後の地区公民館の方向性について確認

○方向性：将来的な「まちづくりセンター条例（仮称）」の制定に向けて検討

10月～ **公民館職員との意見交換**（全13ブロックで実施）

11月 自治連正副会長会で意見交換（幅広い施設活用に賛同）

12月 **広報モニターアンケート、LINEアンケート**を実施

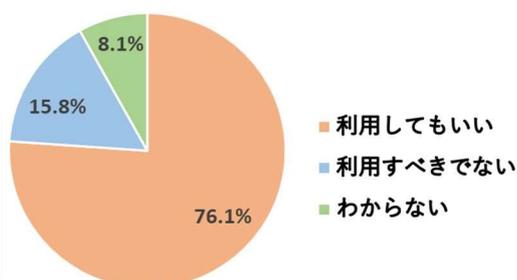
公民館職員との意見交換では、物資販売や民間事業者への貸出など施設の活用の幅が広がることに賛成する意見が多い結果でしたが、一方で、次のとおり懸念する意見もありました。

- ・生涯学習を担保することが必要（生涯学習がないがしろにされるのではないか）
- ・使用許可する判断基準が必要
- ・地元住民の利用を優先することが必要（どこまで民間に貸すか）
- ・公民館は安心というイメージを企業に利用されないか不安
- ・他地域の方が利用する際、施設や鍵の受け渡し等の管理が不安
- ・使用料の徴収や管理の負担が増えることが不安

《アンケート結果（ウェブサイトで公開中）》

Q. 民間事業者が営利目的で公民館を利用することについて
どう思うか。

	市政モニター	LINEアンケート	計	割合
利用してもいい	43	304	347	76.1%
利用すべきでない	23	49	72	15.8%
わからない	9	28	37	8.1%



資料5

地区公民館の多機能化に向けた検討について

	《地区公民館》	《新しい施設 検討案》 ※他市事例を基に作成
所 管	教育委員会	市長部局
設置根拠	社会教育法第 21 条第 1 項	・社会教育法第 21 条第 1 項（特例承認により市長部局へ移管） ・地方自治法第 244 条（公の施設） ※どちらか
運営体制	直営	直営 ※地域から要請があれば他の運営方法も検討
設置目的	社会教育を振興し住民の福祉を図る （市公民館条例）	豊かな地域社会の創造（自治基本条例） 社会教育を振興し住民の福祉を図る（市公民館条例） 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与 （コミュニティ施設の設置管理条例） ※統合整理
利用の 対象	当該地区公民館の設置区域内の住民とする。ただし、 教育委員会が社会教育の振興上必要と認めた場合は、そ れ以外の者も利用可（市公民館条例）	地区住民以外の利用も可とする。 （禁止事項に該当しなければ許可） 設置区域内の住民の優先利用については今後の検討
業務分掌	（市公民館条例施行規則） （1）対象地区の社会教育、文化及び社会体育行事等の実 施並びに奨励に関する事 （2）対象地区の社会教育のための各種学級、講座の開 設及び運営に関する事 （3）対象地区の社会教育関係団体の育成に関する事 （4）町内又は部落公民館活動の奨励援助に関する事 （5）その他公民館に関する事	（新たな施設で行う事業を条例に定める） （1）生涯学習の推進に関する事 （2）地域コミュニティ活動の支援に関する事 （3）その他まちづくりに関する事 ※「施設の設置目的」と「職員の業務分掌」を整理
使用料	規定なし	条例に規定して徴収（施設の設置目的に沿えば減免） 減免ルール等は、今後の検討 ※佐治町コミュニティセンター 会議室（広さにより 100～700 円/H、17 時以降は 2 倍） （営利目的は 10 割増、冷暖房設備の利用は 5 割増）

令和4年度 参画と協働のまちづくりフォーラム（啓発事業）について

〈前回（令和2年度）の事業概要〉

1 目的

急速な人口減少や地域課題の多様化などにより地域をとりまく環境は変化しており、地域によっては人材や資金の不足など組織や活動の維持継続に不安を抱えておられる状況にあります。そうした中、地域の課題に柔軟に対応していくため、その地域に合った新たな取組みが展開され始めています。こうした先進的な取り組みについて実際に地域組織（まち協）に関わる方たちとともに情報共有し、自身の地域に当てはめていただくことで、これからの地域組織のあり方を考える契機とすることを目的とします。

2 内容

(1) ぴよんぴよんネットによる行政番組放送（テーマ：地域づくりと社会教育の融合）
タイトル「みんなでまなび、みんなでつくる、地域の未来」

① 講演（30分） とっとり県民活動活性化センター 椿企画員
「住民主体の持続可能なまちづくり」

② 語り場（90分） 市民自治推進委員会委員長、市社会教育委員会議会議長、
佐治まちづくり協議会会長、城北まちづくり協議会会長
＋取組紹介（明治地区、賀露地区）

(2) 放送内容を録画したDVDの作成

（後日、インターネット配信、DVD貸出を実施）

3 委員会から出された意見

DVDとして残すことで各地域の勉強会にも活用することができる有効な方法
課題として「女性の出演者が少ない」、「見た人の意見を吸い上げられていない」
（まち協関係者からは、自分のタイミングで視聴できるのがいいと意見あり）

〈令和4年度の事業概要案〉

1 内容

(1) テーマ

地域運営組織の先進的な活動について

※案：地域共生社会の実現に向けた取組

(2) 実施方法

① ぴよんぴよんネットによる行政番組放送、DVD作成

※まち協事務局員にアンケートを依頼

② 集合研修（フォーラム）形式

(2) 実施時期

令和4年10～11月